

「令和5年度 バイオプラスチック製品開発支援事業補助金」 Q&A

令和5年8月18日現在

は、今回追加分です

質問	回答	質問日
<p>1 補助事業の実施場所は大阪府内である必要がありますか？ 他県の事業所や、海外で補助事業を行う等、大阪府外の複数箇所でも補助事業を実施することも可能でしょうか？</p>	<p>補助事業の実施場所は大阪府内に限定していませんが、補助事業者となる府内中小企業がプロジェクトにおいて、自らバイオプラスチック製品の製造または加工に取り組んでいただく必要がありますので、ご注意ください。</p> <p>また、複数箇所でも補助事業を実施される場合は、取組みの主な実施場所を記載いただく、事業計画書「2実施計画（2）事業実施場所」に、取組項目毎の実施場所を記入いただくとともに、「3令和5年度事業の役割分担及び取組項目毎のスケジュール（1）」において、各取組項目との関係を記入してください。</p>	<p>7月13日</p>
<p>2 補助金の対象のバイオプラスチックですが、木材などの自然由来のバイオマスであるが、生分解しないというものも含むという理解で間違いございませんでしょうか。検討している素材が、一般の汎用樹脂に自然由来のバイオマス材料を30から50%添加した商品を考えております。当然、汎用樹脂の部分は生分解は致しません。以上も含め、検討中の商品も、バイオプラスチックにあたるのでしょうか。</p>	<p>お示しの「木材などの自然由来のバイオマスで生分解しない材料を、汎用樹脂に添加したプラスチック素材」は、本補助金の公募要領p1で定義している「バイオマスプラスチック（原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材）」に該当します。</p>	<p>7月25日</p>
<p>3 公募要領で、プロジェクト構成の連携事業者の例としてプラスチック利活用企業が挙がっておりますが、バイオプラスチックの原料を充填する「金型の製造業者」を連携事業者として見ることは可能でしょうか？ よろしくご回答のほどお願いします。</p>	<p>お示しの「バイオプラスチックの原料を充填する金型の製造業者」を、本補助金の連携事業者としていただくことは可能です。</p> <p>ご応募に際しては、公募要領p2の2「公募する補助事業の内容」にもご留意いただくよう、お願いします。</p>	<p>7月26日</p>
<p>4 補助申請者の申請方法の記載はありますが、プロジェクトのメンバー申請はどのようにすればよろしいでしょうか。</p>	<p>公募要領p3の【留意点】の中で、プロジェクトに含まれる事業者のうち、申請者以外の事業者を「連携事業者」と定めています。</p> <p>本補助金のご応募に際して、公募要領p6（2）②事業計画書の「1実施体制（2）連携事業者」の項目に、申請者以外のプロジェクトに含まれる事業者の概要を記載していただくことで、連携事業者として位置づけていただくことができます。</p>	<p>7月27日</p>

<p>5 今回の補助金において、マスバランス方式によるバイオマス製品の開発は対象となりますでしょうか。 マスバランス方式の運用には認証の方式が必要かと存じますが、この認証の取得費用等も補助の対象となりますでしょうか。</p>	<p>本補助金の公募要領p1で定義している「バイオマスプラスチック（原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材）」は、お示しの「マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチック素材（以下「マスバランス素材」という。）」を含みますので、マスバランス素材を活用した製品開発は、バイオプラスチック製品の開発として本補助金の対象です。 また、補助事業者が、マスバランス素材を活用して製品開発に取り組む際に必要な認証費用等は、原材料に由来する経費となりますので、本補助金の公募要領p3の4「補助対象経費」のうち、原材料費に含まれる経費として、補助の対象となります。</p>	<p>7月28日</p>
<p>6 弊社はプラスチック添加剤メーカーであり、その添加剤を活用したバイオプラスチック製品の開発を考えています。添加剤の製造は弊社となり、バイオプラスチック製品の設計は弊社および連携事業者となりますが、バイオプラスチック製品の加工自体は外注となります。弊社は申請者となりえるでしょうか？</p>	<p>本補助金の補助事業者（申請者）は公募要領p2の3「補助事業者（補助事業の実施主体（応募できる方））（1）補助事業の申請者」にて、「プロジェクトにおいて自らバイオプラスチック製品の製造または加工に取り組む府内中小企業」としています。 お示しのように御社が、バイオプラスチック製品の加工を外注され、自ら製造または加工に携われない場合は、申請者となることはできません。自ら加工を実施される事業者が府内中小企業であって、御社と共同でプロジェクトを実施する場合は、加工を実施される事業者が申請者、御社は連携事業者となります。</p>	<p>8月10日</p>
<p>7 プロジェクト内の事業者間での原材料の売買について、本補助金事業の経費とすることは可能でしょうか？</p>	<p>例示された「プロジェクト内の事業者間での原材料の売買」は、補助事業者（申請者）がプロジェクト内で連携事業者として位置づけた原材料メーカーから原材料を購入され、製品開発に取り組まれる場合などを想定しておられるものと考えますが、補助事業者が補助対象経費として申請いただくことは可能です。 ご応募に際しては、公募要領p3の4「補助対象経費」もご留意いただくよう、お願いします。</p>	<p>8月11日</p>
<p>8 公募要領4ページ目「他の補助金等との関係」中の2番目「他の補助金等について申請中又は申請予定の場合」とありますが、この場合の他の補助金とはバイオプラスチックに関する同一事業の申請内容を指しているのでしょうか？それとも、本年度の全ての補助金事業を指しているのでしょうか？他の文章を見る限りは「バイオプラスチックに関する同一事業」の事と理解できますが、いかがでしょうか？</p>	<p>お示しの公募要領p4【留意点】「他の補助金等との関係」に記載している「同一事業」とは、ご理解の通りであり、バイオプラスチック製品の開発に関する同一の取組みで、他の補助金等について申請中又は申請予定の場合は、応募の際、必ず事業計画書にその旨を記載してください。</p>	<p>8月15日</p>

<p>今回他社から特殊な原料を仕入れ、弊社から外部の業者に製造または加工を依頼し製品を作る計画をしています。この場合以下のように3者が関わる事になるのですが、②弊社が申請者となることは可能でしょうか？不可の場合は①、③のどちらかが申請者となることは可能でしょうか？</p> <p>①原料仕入れ先 ②製品の企画業者（弊社） ③製造または加工依頼先</p>	<p>本補助金の補助事業者（申請者）は公募要領p2の3（1）補助事業の申請者にて、「プロジェクトにおいて自らバイオプラスチック製品の製造または加工に取り組む府内中小企業」としていただきます。</p> <p>お示しの②や①の事業者の方は、自らバイオプラスチック製品の製造または加工に取り組まない場合は、補助事業の申請者となることはできません。</p> <p>③が、自らバイオプラスチック製品の製造または加工に取り組む府内中小企業であり、②や①を連携事業者とするプロジェクトである場合、③が申請者となることが可能です。</p>	<p>8月17日</p>
--	---	--------------

※なお、本事業へのご質問については、公募要領7ページに記載のとおり、令和5年8月17日（木）午後6時まで受け付けたご質問を産業創造課ホームページで回答いたしますが、ご質問の内容に適切に対応させていただくため、回答時間のご指定には応じられませんので、ご了承ください。